

平成25年度
運輸安全マネジメントに関する取組について
～輸送の安全に係る情報～



平成26年6月



川崎市交通局

はじめに

道路運送法においてすべての事業者は、輸送の安全がもっとも重要であることを自覚し、国の指針に基づく運輸安全マネジメントにより経営トップから現場まで一丸となり輸送安全性の向上に取り組むことが義務付けられています。

これを受け、川崎市バスでは、平成18年10月に「川崎市交通局旅客自動車運送事業安全管理規程（以下「安全管理規程」という。）」を制定し、運輸安全マネジメントの着実な推進により、安全な輸送サービスの確保に取り組んでいます。

本書は、道路運送法及び旅客自動車運送事業運輸規則（平成22年国土交通省令第30号）に基づき、川崎市バスが平成25年度に実施した輸送の安全に関する情報及び平成26年度の取組について、輸送の安全に関する基本方針や輸送の安全に関する目標及び目標の達成状況、事故に係る情報などを公表するものです。



市バスイメージキャラクター
「かわさきノルフィン」

目 次

	ページ
I 運輸安全マネジメントに関する取組	4
1 安全管理規程	
2 輸送の安全に関する基本的な方針	
3 輸送の安全に関する目標	
4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統	
5 事故・災害に関する報告連絡体制及び指揮命令系統	
6 輸送の安全に関する重点施策	
7 安全統括管理者	
II 平成25年度の輸送の安全に関する情報	6
1 平成25年度の輸送の安全に関する目標と目標達成状況	
2 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計	
3 平成25年度の輸送の安全に関する取組	
III 平成26年度の輸送の安全に関する目標及び計画	14
1 平成26年度の輸送の安全に関する目標	
2 目標達成に向けた取組	

I 運輸安全マネジメントに関する取組

1 安全管理規程

道路運送法第22条の2の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とした「川崎市交通局旅客自動車運送事業安全管理規程」を定めています。

2 輸送の安全に関する基本的な方針

川崎市交通局旅客自動車運送事業安全管理規程に基づき、「川崎市交通局安全方針」を次のとおり定めています。

川崎市交通局安全方針

私たちは、どなたにも安心してご利用いただける市バスをめざして、次のことに取り組みます。

- 1 安全最優先を徹底します。
- 2 法令・規則等のルール、手順を確実に守ります。
- 3 安全を守るための取組について、絶えず見直しを行います。
- 4 情報を共有し、安全第一の職場を全職員で築きます。

平成18年10月 1日制定
平成23年 6月 9日改正

安全方針の唱和(運転手 5年毎研修)



3 輸送の安全に関する目標

現在策定を進めている「川崎市バス事業経営プログラム」(計画期間 平成26年度～30年度)において、走行距離10万 Km 当たりの有責事故発生件数について、直近5箇年(平成21年度～25年度)の平均値0.31件から10%削減した、0.28件以下を毎年度目指すこととしています。

4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

輸送の安全の確保に向け、経営トップ、安全統括管理者、運行管理者、整備管理者その他の責任者を構成員とした、「川崎市バス輸送安全対策推進組織」を定めています。

(別紙1 20ページ参照)

5 事故、災害等に関する報告連絡体制及び指揮命令系統

自動車事故報告規則に定める重大事故や災害等が発生した場合の「事故・災害等に関する報告連絡体制及び指揮命令系統」を定めています。

(別紙2 21ページ参照)

6 輸送の安全に関する重点施策

川崎市交通局旅客自動車運送事業安全管理規程第5条において、輸送の安全に関する重点施策を次のとおり定めています。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令等に定められた事項を遵守すること。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うように努めること。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、局内において必要な情報を伝達し、共有すること。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。

7 安全統括管理者

安全を確保するための事業を統括管理するために、道路運送法第22条の2第2項第4号の規定に基づき、安全統括管理者を次のとおり選任しています。

自動車部長 一戸 洋之

II 平成25年度の輸送の安全に関する情報

1 平成25年度の輸送の安全に関する目標と目標達成状況

・有責事故総件数目標

	目標	発生件数
有責事故(責任割合1%以上の事故)	29件以下	32件

・形態別目標、重点取組事項

		目標	発生件数
形態別目標 (有責事故)	静止物接触事故	9件以下	12件
	車内人身事故	6件以下	12件
重点取組 事項	重大事故につながりかねない 「自転車との接触事故」の防止	—	2件

平成25年度は有責事故総件数29件以下を目標とし、発生事故の多くを占める静止物接触事故や車内人身事故について「形態別目標」を設定するとともに、自転車の車道走行徹底により、前年度大幅に増加した自転車接触事故の防止を「重点取組事項」として、街頭指導や事故防止研修、グループワーク研修等により運転手に防止対策を徹底し、重点的に防止に取り組みました。

これにより、「重点取組事項」とした自転車接触事故は前年度の8件から2件と、大幅に減少しました。

しかしながら、「形態別目標」については、静止物接触事故は2月の降雪時にスリップによる事故が4件発生したものの、前年度から9件減少の12件、車内人身事故は発車時確認の徹底により発車時の事故は減少しましたが、自転車や歩行者の飛び出しなど危険回避のための急操作による事故が増加したことから、前年度と同数の12件となりました。

このため、有責事故総件数は32件となり目標の達成には至りませんでした。前年度の44件から大幅に減少しました。

〔事故件数の推移〕

(単位 件)

事故種別	H21			H22			H23			H24			H25		
	全体 件数	内有責 事故	構成比 (有責)												
静止物接触事故	14	14	32.6%	14	14	43.8%	19	19	43.2%	21	21	47.7%	12	12	37.5%
車内人身事故	8	7	16.3%	5	5	15.6%	16	13	29.5%	20	12	27.3%	14	12	37.5%
自転車接触事故	3	3	7.0%	2	2	6.3%	2	1	2.3%	9	8	18.2%	2	2	6.3%
通行人接触事故	2	2	4.7%	0	0	0.0%	4	3	6.8%	3	1	2.3%	1	1	3.1%
車両接触事故	46	16	37.2%	31	10	31.3%	24	5	11.4%	19	2	4.5%	36	5	15.6%
その他	2	1	2.2%	1	1	3.0%	4	3	6.8%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
合計	75	43	100.0%	53	32	100.0%	69	44	100.0%	72	44	100.0%	65	32	100.0%

〔走行距離 10 万 km 当たりの有責事故発生件数の推移〕

	H21	H22	H23	H24	H25
車 両 数	329両	331両	335両	333両	340両
総 走 行 距 離	12,463千Km	12,622千Km	12,923千Km	12,839千Km	12,980千Km
有責事故件数(責任割合1%以上)	43件	32件	44件	44件	32件
走行距離10万Km当たりの有責事故件数	0.35件	0.25件	0.34件	0.34件	0.25件

注 走行 10 万 km あたりの事故発生件数 算式＝事故発生件数÷総走行距離×10 万 km

※ 平成 24 年度 10 万 km あたり有責事故発生件数の大都市 8 公営バス事業者平均：約 0.85 件

2 自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計

(1) 国土交通省への報告事故

平成25年度に発生した報告事故は8件で前年度同数となりました。

報告事故の内 7 件は車内転倒事故で、そのうち5件が自転車や歩行者の飛び出しなど、「危険回避のための急操作」による事故となっています。

〔国土交通省への報告事故件数〕

(単位 件)

	H21	H22	H23	H24	H25
全体事故件数	4件	4件	4件	8件	8件
有責事故件数(責任割合1%以上)	1件	3件	4件	5件	6件

〔平成 2 5 年度国土交通省報告事故の内容〕

	概要	根拠規定
1	信号の変わり目での交差点通過時に、歩行者との接触を避けるための急ブレーキにより、車内の関係者が転倒負傷したもの。	第2条第7号
2	停留所に停車中のバスに、原動機付自転車が追突し関係者が転倒負傷したもの。	第2条第3号
3	発車時の反動により、車内に立っていた関係者がバランスを崩して負傷したもの。	第2条第7号
4	営業所に入庫する際、歩道を走行中の自転車の確認が遅れ接触回避のための急ブレーキにより車内の関係者が転倒負傷したもの。	第2条第7号
5	信号の変わり目での交差点通過時に、歩行者との接触を避けるための急ブレーキにより、車内の関係者が負傷したもの。	第2条第7号
6	交差点通過時に信号を無視して飛び出してきた自転車との接触を避けるための急ブレーキにより、車内の関係者が負傷したもの。	第2条第7号
7	停留所通過後に降車ランプに気付き、急停車したことにより停車時の反動で車内の関係者が転倒負傷したもの。	第2条第7号
8	前方車両の急な方向転換による接触を回避するための急ブレーキにより車内の関係者が転倒負傷したもの。	第2条第7号

※ 第2条第3号に該当する事故とは、死者又は重傷者を生じたもの。(14日以上入院、又は入院を要し治療期間30日以上のもの等)

※ 第2条第7号に該当する事故とは、操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に11日以上治療を要する傷害が生じたもの。

〔国土交通省へ報告した車両路上故障件数〕

21件(平成24年度 35件から14件減) (第2条第11号)

項目別内訳

(単位:件)

原動機	9	走行装置	1	電気装置	3	動力伝達装置	3
制動装置	1	シャシ補助	2	乗車装置	0	その他	2

※ 第2条第11号に該当する事故とは、自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの

3 平成25年度の輸送の安全に関する取組

(1) 職員の安全意識向上

ア 安全方針の周知徹底

安全管理の基本理念を定めた、「川崎市交通局安全方針」について、あらゆる機会を通じて周知・徹底を図りました。

- ・ 職員向け局報への掲載(毎号)、営業所等への掲示
- ・ 研修等における説明及び唱和(法令講習会、運転手グループワーク研修 など)

イ コンプライアンス(法令遵守)の徹底

輸送安全の根幹となる法令遵守について点呼執行、指導教育、研修などあらゆる機会を通じて全職員に徹底しました。

- ・ 酒気帯び出勤防止、シートベルト装着などの法令遵守について、点呼執行、街頭指導、研修、営業所掲示など、あらゆる機会を通じて全職員に徹底
- ・ 添乗観察、街頭指導などにより、運転手の法令遵守状況を確認するとともに、該当者には徹底した指導教育を実施し、再発防止を徹底

ウ 目標及び重点事項の周知と各営業所における取組の推進

- ・ 「有責事故総件数目標」、「形態別目標」など輸送の安全に関する目標について局報、営業所掲示、運転手グループワーク研修など様々な機会を通じて周知徹底
- ・ 営業所事故防止委員会等を活用して各営業所の地域特性に即した効果的な事故防止対策を展開

エ その他

職員の安全意識向上に向けて、交通局長・安全統括管理者の巡回、局長メッセージDVDの作成・配布、局報への記事掲載などを実施しました。

(2) 情報の共有化

- ・ 「輸送の安全に関する目標」及び各月ごとの事故件数について掲示により周知(毎月)
- ・ 輸送の安全に関する情報の共有を図るため、経営トップと営業所職員代表との意見交換会を実施(7月 安全統括管理者 10月 交通局長)
- ・ 事故発生時における事故速報の全営業所送付により、事故情報の共有を実施
- ・ ヒヤリ・ハット情報の収集(交通局独自の無事故運動実施時 6月、2月)
- ・ ドライブレコーダーの映像を活用した研修の実施などによる事故情報、ヒヤリ・ハット情報の共有
- ・ 運転手グループ制による「職長会議」、「職長伝達」を活用して運転手への情報伝達や意見収集を定期的実施

(3) 運行管理体制の充実・強化

ア 運行管理体制の充実

- ・ 経営トップによるマネジメントレビューの実施(輸送安全委員会 (4回))
- ・ 点呼の厳正実施の徹底、運行管理者の育成など運行管理体制の改善
- ・ 内部監査の実施(再掲)

イ 運行ミス防止対策の実施

平成25年度は「基本動作の習慣化」や、前年度に運行ミスの多く発生した「特定箇所」に対する重点的対策など、運行ミスの発生要因に応じた防止対策を効果的に実施するとともに「運行ミス防止模擬訓練」の実施や運転手グループワーク研修の充実により運転手の意識向上を推進し、平成24年度から14件減としました。

〔運行ミス発生の要因及び対策〕

「基本動作の習慣化」により、大幅な削減となりましたが、発生した13件のうち、12件が「指定交差点」で発生しています。今後も「指定交差点対策」として実施している行先アナウンスや指定交差点手前停留所での一旦停止及び行先確認の徹底を図ります。

※注「基本動作」：車内放送・運行表・行先表示の確認
 「指定交差点」：これまでも運行ミスが確認された「間違いが起りやすい交差点」を「指定交差点」として注意喚起を図っています。

〔運行ミスの発生件数の推移〕

	H22	H23	H24	H25
運行ミス発生件数	72件	39件	27件	13件



運行ミス防止模擬訓練

(4) 危機管理への対応

ア 重大事故通報訓練の実施(2月21日)

鷲ヶ峰営業所管内における重大事故発生を想定した、対応訓練を実施しました。

イ テロ対策の実施

- ・ 警察等と連携したテロ対策合同訓練を実施
 (5月20日 川崎駅バスターミナル)
- ・ 主要停留所、営業所構内においてテロ対策巡回を実施



テロ対策合同訓練

ウ バス非常時連絡体制の活用

全車両に配備した、デジタル方式の無線機を事故発生時など緊急時の連絡や、運行指示に効果的に活用しました。

(5) 輸送の安全に関する教育及び研修の実施

ア 運転手研修

ドライブレコーダー映像を活用した事故防止研修の実施や、意識向上の推進に向けたグループワーク研修の充実(実施回数を年2回に拡充)などにより、輸送安全に係る運転手の意識や技術の向上を図りました。

研修名		対象者/受講人数		実施回数 (実施時期)
営業所研修	法令講習会	全運転手		年2回 (4月、9月)
	事故防止研修	全運転手		年3回 (8,11,3月)
	非常用具・車椅子取扱講習	全運転手		年1回 (12月)
	グループワーク研修	全運転手		年2回 (4,11月)
階層別研修	運転手5年毎研修	・正規職員運転手 (5年周期毎)	74人	年1回 (2月～3月)
	新規採用者等研修	新規採用運転手 (正規/公募嘱託)	28人	採用時
	新任職長研修	新規昇任 職長運転手	1人	昇任時
派遣研修	市民救命士研修	新規採用運転手 (正規/公募嘱託)	5人	年1回 (分散実施)
	エコドライブ指導者研修	職長運転手	3人	年1回 (6月)
	エコドライブ研修	運転手	44人	年1回 (分散実施)



運転手グループワーク研修



運転手5年毎研修



エコドライブ研修

イ 運行管理者等研修

業務知識やスキルに応じた運行管理者研修の実施など、特殊な業務知識を要する運行管理者の計画的育成や、職員の安全意識の向上に取り組みました。

研修名		対象者/受講人数		実施回数 (実施時期)
階層別研修	運行管理者研修(入門、一般、上級)	営業所事務職 経験1、3、5年目	12人	年1回 (7～10月)
	事故処理研修	営業所初年度 事務職員	7人	年1回 (分散実施)
	交通局初任者フォロー研修	交通局異動 初年度職員	11人	年1回 (2月)
派遣研修	運行管理者基礎講習	営業所新任 の事務職員等	7人	年1回 (6月)
	運行管理者一般講習	営業所事務職員 (隔年受講)	22人	年1回 (分散実施)
	運行管理指導者研修	営業所 事務職員	3人	年1回 (7月)
	適性診断活用研修	営業所 事務職員	3人	年1回 (7月)
運輸安全マネジメント講習		本局担当職員	6人	年7回



運行管理者研修(上級)



事故処理研修



交通局初任者フォロー研修

ウ 運転手への指導教育

- ・安全運転指導教育(事故惹起者)の実施(12回)
- ・特別指導教育(運行ミス惹起者等)の実施(18回)

エ 街頭指導の実施

主要バスターミナル等で安全指導課、営業所職員による合同査察などによる街頭指導を実施し、運行途中の運転手に対して事故防止の取組事項などを徹底しました。

オ 添乗観察の実施

民間委託による添乗観察と職員による添乗観察を効果的に組み合わせて実施し、添乗観察結果に基づく指導教育により運転手のレベルアップを図りました。

- ・民間委託による添乗観察(直営運転手 年3回、管理委託先 年2回、延べ 1,672回)
- ・職員による添乗観察の実施(475回)

カ 一般適性診断の活用

一般適性診断の実施及び診断結果に基づく運行管理者による個別指導の実施(123人)

キ 職員の健康管理の徹底

- ・定期健康診断の確実な受診(受診率 全職員99.8% うち運転手受診率100%)
- ・SAS(睡眠時無呼吸症候群)スクリーニング検査の計画的受診(83人)
- ・保健相談員による定期健康診断後のフォローアップ、産業医による個別指導(随時)

(6) 職員の意識改革の推進

ア 運転手グループ制の活用

職長をリーダーとした「運転手グループ制」を効果的に運用し、「職長会議」、「職長伝達」を通じた運転手への情報伝達や現場からの情報収集の強化、グループワーク研修の実施などに活用しました。

イ 職員のモチベーションの向上

- ・運転技能コンクールの開催(10月20日)

運転技術やお客様サービスの向上を図るとともに、使命感やプロ意識を醸成するために、第4回運転技能コンクールを開催しました。

- ・営業所別無事故表彰の実施

菅生営業所(300日)、上平間営業所(200日)、塩浜営業所、(100日 2回)、井田営業所(100日)

- ・個人別無事故表彰の実施

30年表彰:1人、25年表彰:4人、20年表彰:9人、10年表彰:32人

- ・標語コンクールの実施

「車内人身事故防止」をテーマに運転手等から安全標語を募集し入選者を表彰

ウ 人事評価の適正な実施

職務に精励している度合に応じ、適正な人事評価を実施することで運転手の安全に対する意識の向上を図りました。



運転技能コンクール

(7) 交通安全運動等の展開**ア 関係機関と連携した交通安全運動の実施**

連携団体等	実施運動名	実施時期
警察・国土交通省	春の全国交通安全運動	4月6日～4月15日
	秋の全国交通安全運動	9月21日～9月30日
神奈川県バス協会	事業用自動車事故防止コンクール	6月1日～8月31日
	バス車内事故防止キャンペーン	7月1日～7月31日
神奈川県交通安全対策協議会	夏の交通事故防止運動	7月11日～7月20日
	年末の交通事故防止運動	12月11日～12月20日
国土交通省	年末年始自動車輸送安全総点検	12月10日～1月10日
川崎市交通局独自	無事故運動(6月)	6月1日～6月10日
	無事故運動(2月)	2月1日～2月10日

イ 警察、学校等と連携した交通安全教育等の実施

- ・ 自転車事故防止に向けた交通安全教室
(4月22日・麻生総合高等学校)
- ・ 「交通バリアフリー教室」の開催(9月20日・四谷小学校)

交通安全教室
(麻生総合高等学校)**ウ お客様への周知**

車内へのポスター掲出や座席後部へのステッカー貼付により、車内人身事故防止に向けたお客様への啓発を実施しました。

エ 関係機関への要請

駅前ターミナルにおける違法駐車解消や、自転車の乱横断の防止などの走行環境の改善に向けて警察、道路管理者等の関係機関に対して要請を行いました。

(8) 輸送の安全に関する内部監査

平成25年度の内部監査については、経営トップ(安全統括管理者)、鷲ヶ峰営業所を対象として平成26年3月に実施し、安全管理体制が適正に機能していることを確認しました。

また、輸送安全性の更なる向上に向けた監査意見を踏まえ、事故の発生要因分析等への効果的活用に向けた「ヒヤリ・ハット情報の収集強化」などについて、改善に向けた取組を進めております。

(9) 輸送の安全に関する予算等の実績額

輸送の安全に関する費用支出及び投資は、輸送の安全対策が効果的に行われるよう重点的かつ効率的に行いました。

区 分	数 量
バリアフリー対応バスの購入	ハイブリッドバリアフリー対応バス 4両 最新排出ガス規制適合バリアフリー対応バス 7両
バス停留所施設の整備	停留所上屋 8基、照明付停留所標識 20基 停留所ベンチの整備 50脚
輸送の安全性向上	輸送安全性の向上に向けた運行管理体制の強化 確実な安全運行に向けた効果的な運転手研修の実施 等
総 額	307,864千円

4 平成25年度の取組の総括

平成25年度は、「安全最優先」、「法令遵守」など安全管理の基本理念を定めた、「川崎市交通局安全方針」を全職員に徹底することなどにより、安全意識の着実な定着を図るとともに、運転手グループワーク研修の充実や、事故防止研修におけるドライブレコーダー映像の活用など、輸送安全性の向上に向けた研修の充実を図り、運転手等の安全意識や技術の向上に取り組みました。

事故の防止に向けては、「有責事故総件数目標」を29件以下として掲げ、事故の多くを占める「静止物接触事故」、「車内人身事故」の半減と自転車の車道走行の徹底により増加している「自転車との接触事故」の防止を「形態別目標」等として設定し、発生形態に応じた重点的対策を実施しました。

これにより、「静止物接触事故」、「自転車接触事故」は大幅に減少しましたが、「車内人身事故」については、「発車時の転倒事故」は着席・つかまり確認の徹底により前年度から減少したものの、「危険回避のための急操作による転倒事故」の増加により、前年度と同数の発生となったことから、「有責事故総件数目標」の達成には至りませんでした。有責事故発生件数は32件と前年度の44件から大幅な減少となりました。

また、運行ミスの撲滅に向けては、平成22年度の連続発生を受け、運行管理体制の強化に取り組むとともに、運行ミスの発生要因に対応した対策や運転手の意識向上に向けた取組を進めてまいりました。

更に、平成25年度は、「運行ミス防止模擬訓練」など運転手の意識向上に向けた取組を強化したことにより、運行ミスの発生件数は、前年度の27件から13件に半減し平成22年度(72件)と比較して5分の1以下の水準まで減少しました。

今後も、自転車の車道走行の徹底などにより走行環境が厳しさを増すとともに、高齢者利用の増加に対応した安全対策の強化が必要となるなど、輸送の安全を取巻く状況は常に変化してまいります。運輸安全マネジメントに基づく取組を充実・強化し、輸送安全性の更なる向上に取り組んでまいります。

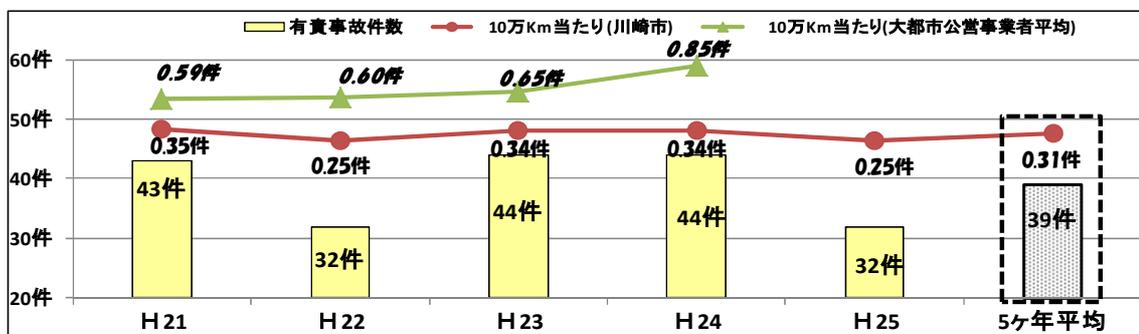
Ⅲ 平成26年度の輸送の安全に関する目標及び計画

1 平成26年度の輸送の安全に関する目標

市バスでは職員の安全意識の向上や、事故の発生要因分析に基づく効果的な事故防止対策の実施など、運輸安全マネジメントに基づく取組を着実に実施し、輸送安全性の向上に取り組んでまいりました。

平成26年度の輸送の安全に関する目標は、走行距離10万km当たりの有責事故発生件数について、過去5年間の平均件数である「年間0.31件」から10%削減した「年間0.28件以下」を目標として、中期的な視点で防止に取り組むとともに、単年度の取組としては、発生事故の要因分析や道路走行環境の変化を踏まえ、発生事故の多くを占める静止物接触及び車内人身事故について「形態別目標」を設定し、重点的な対策を実施することにより、大都市公営事業者の中でトップレベルにある安全水準の更なる向上を目指します。

市バス有責事故件数の推移



	H21	H22	H23	H24	H25	5ヶ年平均	
有責事故件数(責任割合1%以上)	43件	32件	44件	44件	32件	39件	
走行距離10万Km当たりの有責事故件数	川崎市	0.35件	0.25件	0.34件	0.34件	0.25件	0.31件
	大都市公営事業者平均	0.59件	0.60件	0.65件	0.85件	-	-

(1) 設定目標

・有責事故発生件数

	目標
走行距離10万Km当たりの有責事故発生件数	0.28件以下

・形態別目標(有責事故)

	目標	前年度	対前年度
静止物接触事故	8件以下	12件	△4件
車内人身事故	8件以下	12件	△4件

2 目標達成に向けた取組

(1) 安全最優先の徹底

交通事業管理者(交通局長)や安全統括管理者など経営トップの主体的な取組の下で、安全最優先、関係法令の遵守など安全管理の基本理念を定めた、「川崎市交通局安全方針」を全職員に徹底し、安全を最優先とした意識の定着を図ります。

ア 「安全方針」の周知徹底

「川崎市交通局安全方針」について、掲示や交通局報への掲載、研修等、様々な機会を通じて、全職員に周知徹底を図ります。

- ・ 全営業所及び本局における掲示(平成26年度より見やすい掲示に向け大型化)
- ・ 全職員に配布する局報、研修等における周知徹底(資料配布、説明、唱和 など)

イ コンプライアンス(法令遵守)の徹底

輸送安全の根幹となるコンプライアンス(法令遵守)について、あらゆる機会を通じて全職員に徹底します。

- ・ 酒気帯び出勤防止、シートベルト装着などについて、所長訓示、点呼執行、営業所掲示など、あらゆる機会を通じて全職員に徹底
- ・ 警察官を講師とした法令講習会、グループワーク研修などによる意識向上の推進。
- ・ 添乗観察、街頭指導などによる、運転手の法令遵守状況の確認と惹起者に対する徹底した指導教育の実施

ウ その他

交通局長・安全統括管理者の巡回、職員に向けた局長からのメッセージ、本局管理職による点呼立会いなどあらゆる機会を通じて安全意識の向上に努めます。

(2) 効果的な事故防止対策の実施

発生事故的確な要因分析や、運転手等からのヒヤリ・ハット情報を踏まえた防止対策を実施するとともに、事故の発生形態に応じた「形態別目標」を設定し、重点的な取組を行うことにより事故の効果的な防止を図ります。

ア 「形態別目標」に基づく重点的対策

発生事故の要因分析に応じた防止対策を全運転手に徹底するとともに、運転手の取組と連携してお客様への啓発の強化や、道路走行環境の改善に向けた関係機関への要請など「予防的対策」の実施により防止に向けた重点的な対策を実施します。

静止物接触事故の防止

○運転手による対策

- ・ バスターミナル周辺での慎重な運転の徹底
- ・ 交差点右左折時の確実な「減速」、「停止」による安全確認の徹底
- ・ 進路変更や追い越し時における確実な安全確認の実施
- ・ 降雪時の運行における低速走行の徹底と注意運転の実施

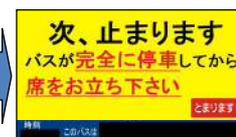
○予防的対策

- ・ 道路走行環境の改善に向けた関係機関への要請
- ・ 専用施設と実車両を使用した「安全運転技術向上研修」の新設

車内人身事故の防止

○運転手による対策

- ・ 「着席・つかまり確認」の確実な実施
- ・ 「注意喚起の車内アナウンス」の積極的活用
- ・ 高齢のお客様などへの十分な配慮
- ・ 停留所手前における確実な減速の徹底



車内行先表示注意画面

○予防的対策

- ・ 車内行先表示画面への注意喚起
- ・ 優先席付近床面への注意表示整備
- ・ 高齢者フリーパス購入者等への車内事故防止リーフレット配布



床面注意表示

イ 添乗観察の実施

運転手の安全な運転操作や事故防止のための対策の実施状況を確認するため、全運転手を対象とした添乗観察を計画的に実施するとともに、観察結果に基づく効果的な指導教育の実施により事故の未然防止を図ります。

- ・民間委託による添乗観察(委託営業所を含む全運転手を対象に年2回実施)
- ・交通局職員による添乗観察(安全指導課職員、営業所係長等により随時実施)

ウ 適性診断の活用

全運転手を対象に適性診断を定期的に行うとともに、診断結果を活用した個別指導により安全確保に向けた運転手の意識や技術の向上を図ります。

- ・一般診断(全運転手を対象に3年に一回程度実施)
- ・新規採用運転手を対象とした初任診断 など

エ 運転手への指導教育

事故、酒気帯び出勤、運行ミス等の惹起者を対象に徹底した指導教育を実施し再発防止を図るとともに、各営業所において添乗観察や適性診断などに基づく個別指導を適切に実施し、輸送安全の確保に向けた個々の運転手の水準向上を図ります。

オ 危機管理への対応

緊急の状況においてもお客様の安全を確実に守るため、重大事故やテロの発生に備えた対応訓練などを定期的に行い、非常時における的確な対応の確保に努めます。

- ・重大事故通報訓練、主要停留所におけるテロ対策巡回 など

カ 情報共有の推進

- ・「目標とする安全水準」、「形態別目標」や進捗状況(毎月の発生状況)の周知徹底
- ・事故速報の全営業所送付により、営業所間の事故情報の共有を実施
- ・ヒヤリ・ハット情報の収集及び周知(運転手からの通年収集、ヒヤリ・ハットマップ作成等)
- ・運転手グループ制を活用した現場意見の収集(職長会議、グループワーク研修など)
- ・研修での事故情報、ヒヤリ・ハット情報の共有(ドライブレコーダー映像の活用等)

キ 営業所の地域特性に応じた取組

各営業所においては営業所事故防止委員会等を活用して、地域特性に即した効果的な事故防止対策に取り組めます。

ク 交通安全運動等の展開

- ・警察などの関係機関と連携した交通安全運動等を積極的に展開し、事故の防止に向けた運転手の安全意識の向上に取り組めます。

連携団体等	実施運動名
警察・国土交通省	春の全国交通安全運動
	秋の全国交通安全運動
神奈川県バス協会	事業用自動車事故防止コンクール バス車内事故防止キャンペーン
神奈川県交通安全 対策協議会	夏の交通事故防止運動
	年末の交通事故防止運動
国土交通省	年末年始自動車輸送安全総点検
川崎市交通局独自	無事故運動(6月)
	無事故運動(2月)



無事故運動の実施

- ・警察、学校等の関係機関と連携した交通安全教室の開催など事故防止に向けた啓発活動に積極的に取り組めます。

(3) 運行管理体制の充実・強化

安全・安心な輸送サービスを確実に提供するため、点呼執行体制など、運行管理体制の充実・強化を図ります。

ア 点呼の厳正実施の徹底

点呼執行の重要性や法制度、執行にあたっての心構えなどについて、運行管理者、運転手等に研修などの機会を通じ徹底し、点呼執行の適切かつ厳正な実施に努めます。

イ 中間点呼の導入

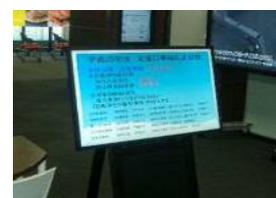
これまでの始業・終業時点呼に加えて、新たに中間点呼(休憩前後に実施)を導入し、運転手への情報の伝達や運行状況の確認の徹底を強化します。

ウ 業務の特殊性を踏まえた組織体制の整備

運輸事務職員を局内選考により運行管理に係る係長職へ登用し、特殊な業務知識を要する運行管理に精通した人材の育成に取り組みます。

エ 輸送の安全に関する情報伝達の強化

全営業所点呼場周辺に大型液晶モニターを使用した電子掲示板(デジタルサイネージ)を整備し、輸送の安全に関する情報伝達を強化します。



デジタルサイネージ

(4) 運行ミスの防止

「基本動作の習慣化」や「発生の多い指定交差点への対策」など運行ミスの発生要因に応じた防止対策を着実に実施するとともに、「運転手グループワーク研修」、「運行ミス防止模擬訓練」などにより、運行ミス防止に向けた運転手の意識向上を推進し、運行ミスの撲滅を目指します。

(5) 運転手等の人材育成の推進

法令等に定められた運転手への研修や、意識向上の推進に向けたグループワーク研修の実施、専用施設を使用した安全運転技術向上研修の新設など、運転手等を対象とした職員研修を計画的に実施することにより、輸送の安全に係る意識や技術の向上を図ります。

ア 運転手研修

	研修名	対象者	実施回数 (実施時期)
営業所研修	法令講習会	全運転手	年2回 (春、秋)
	事故防止研修	全運転手	年3回
	非常用具・車椅子取扱講習	全運転手	年1回
	グループワーク研修	全運転手	年2回
階層別研修	運転手定期研修	・正規職員運転手 (5年周期程度)	年1回
	新規採用者等研修	新規採用運転手 (正規/公募嘱託)	採用時
	新任職長研修	新規昇任 職長運転手	職長 昇任時
派遣研修	市民救命士研修	新規採用運転手 (正規/公募嘱託)	年1回 (分散実施)
	エコドライブ指導者研修	職長運転手 (年3名程度)	年1回
	エコドライブ研修	運転手 (20人程度)	年1回 (分散実施)
	安全運転技術向上研修	運転手 (20人程度)	年1回 (分散実施)



安全運転技術向上研修
(日野自動車お客様テクニカルセンター)

イ 運行管理者等研修

研修名		対象者	実施回数 (実施時期)
階層別研修	運行管理者研修(入門、一般、上級)	営業所事務職 経験1、3、5年目	年1回 (7～10月)
	交通局初任者フォロー研修	交通局異動 初年度職員	年1回 (7月)
派遣研修	運行管理者基礎講習	営業所新任 の事務職員等	年1回 (6月)
	運行管理者一般講習	営業所事務職員 (隔年受講)	年1回 (分散実施)
	運行管理指導者研修	営業所事務職員 (年3人程度)	年1回 (7月)
	適性診断活用研修	営業所事務職員	年1回
	運輸安全マネジメント講習	本局担当職員	年7回
	内部監査セミナー	内部監査員選任者	年1回 (11月)



新任職長研修



運行管理者研修(初級)

(6) 人材育成の推進と組織の活性化

ア 運転手グループ制の活用

職長をリーダーとする「運転手グループ制」を効果的に運用し、運転手のモチベーションの向上と営業所における組織の活性化に取り組みます。

- ・「職長会議」を通じた、現場からの情報収集(安全確保に関する課題、改善意見等)
- ・グループワーク研修の実施による意識向上の推進(再掲)

イ 職員のモチベーションの向上

輸送安全性の確保に向けた、職員モチベーションの向上の取組を積極的に推進します。

- ・運転技能コンクールの開催による運転手の使命感やプロ意識の醸成
- ・営業所ごとの無事故表彰、運転手への個人別無事故表彰などの実施
- ・事故防止標語コンクールの実施による運転手の安全意識とモチベーション向上

ウ 職員の健康管理の徹底

- ・定期健康診断の確実な受診及び診断後のフォローアップの実施
- ・SAS(睡眠時無呼吸症候群)スクリーニング検査の計画的受診(全運転手)
- ・保健相談員による健康相談及び産業医による個別指導の実施

など

(7) 災害時等への対応

東日本大震災の経験や、市バスネットワークの強みを生かし、災害時においても迅速に輸送機能と安全の確保を図り、バス緊急輸送対応や鉄道の代替交通として市民の足を確保します。

ア 災害時における対応体制の確保

「川崎市交通局危機管理対応マニュアル」に基づき、運転手等の職員に地震等の災害発生時や降雪時等における対策を徹底するとともに、迅速かつ的確な対応を確保するための職員研修等を実施します。

イ バス非常時連絡体制の活用

全車両に配備したデジタル方式の無線機を活用して、災害時の運行確保に必要な情報の収集や運転手への運行指示などに活用します。

(8) 運輸安全マネジメントの着実な推進

国の指針に基づく、「運輸安全マネジメント」を着実に推進し、PDCAサイクルによる輸送安全性の継続的な向上に取り組みます。

ア マネジメントレビューの実施

経営トップによるマネジメントレビュー(輸送安全委員会)を計画的に実施し、安全重点施策に基づく取組の進捗管理や安全管理体制の評価を行うとともに、レビューの結果に基づく見直しや改善に取り組みます。

イ 情報共有の確保

現場からの意見や情報を積極的に収集するとともに、組織内における円滑なコミュニケーションを構築することにより、輸送の安全に関する情報共有を確保します。

- ・経営トップ(交通事業管理者、安全統括管理者)と現場代表の意見交換会の実施
- ・職員提案制度による職員からの改善意見の収集
- ・運転手グループ制を活用した運転手からの意見収集 など

ウ 内部監査の実施

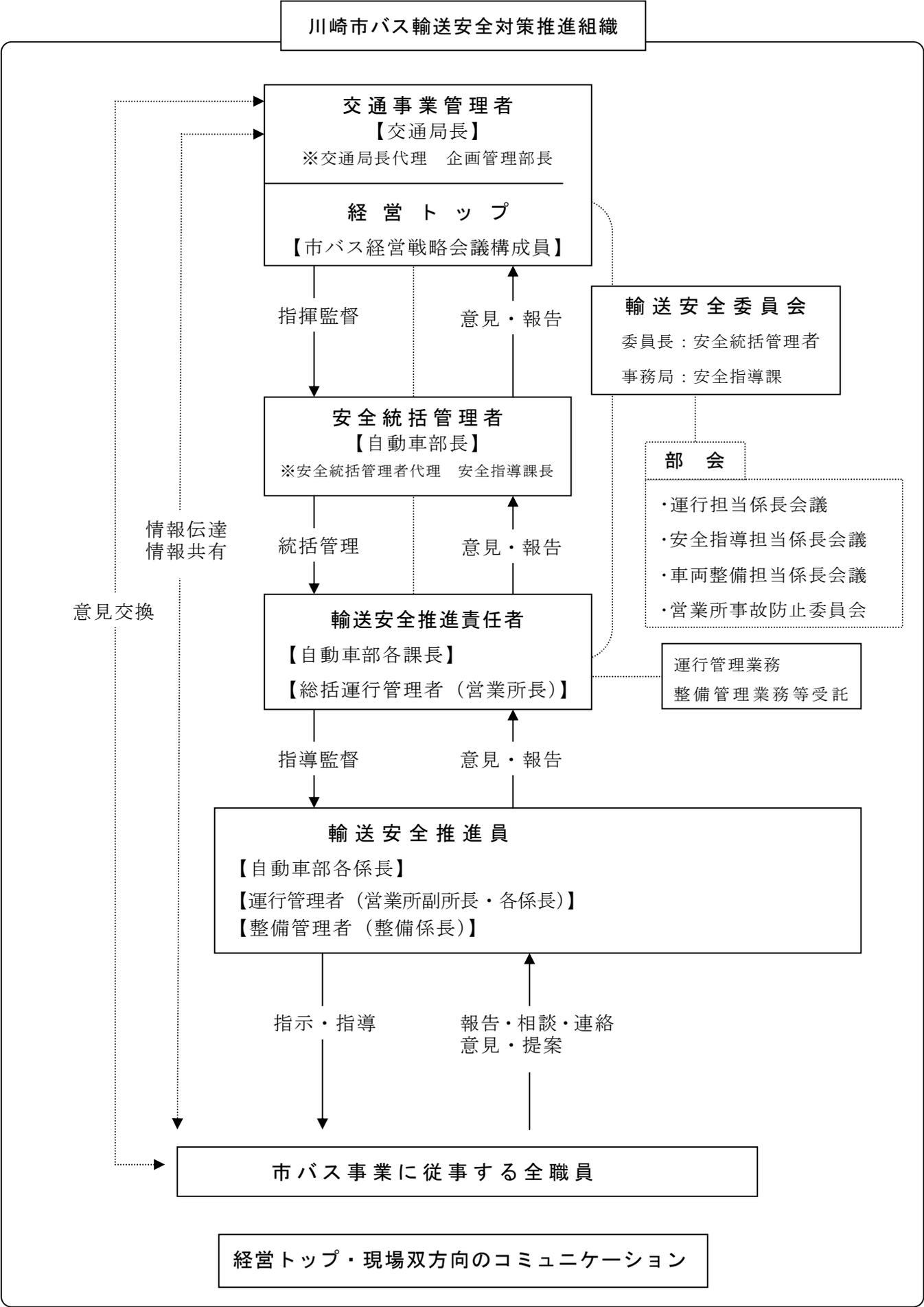
経営トップ及び営業所(1箇所)を対象に内部監査を実施し、安全管理体制をチェックするとともに、監査結果に基づく安全管理体制の的確な改善に取り組みます。

(9) 輸送の安全に関する予算等の計画

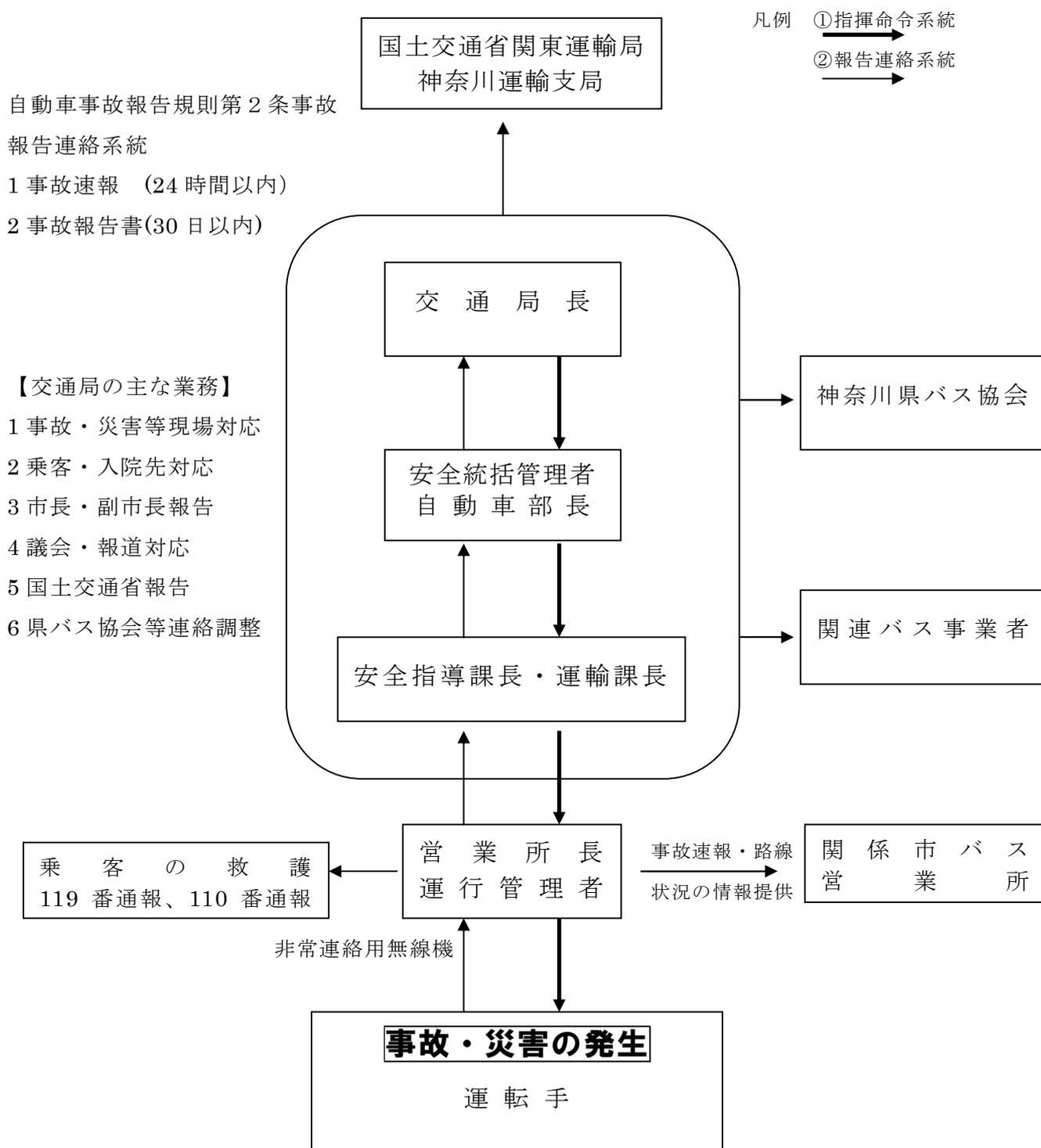
輸送の安全に関する費用支出及び投資は、輸送安全対策が効果的に行われるよう重点的かつ効率的に行います。

区 分	数 量
バス車両の購入	最新排出ガス規制適合バリアフリー対応バス 3両
バス停留所施設の維持・整備	停留所上屋 8基、照明付停留所標識 20基 停留所ベンチの整備 50脚 等
輸送の安全性向上	輸送安全性の向上に向けた予防的対策の強化 確実な安全運行に向けた効果的な運転手研修の実施 等
総 額	128,761千円

輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令等系統



事故・災害等に関する報告連絡体制及び指揮命令系統



【事故、災害等発生時の連絡方法】

営業所は、交通局本局の勤務時間内のときは自動車部安全指導課に、勤務時間外・休祭日のときは、緊急連絡網により本局担当者の自宅又は携帯電話により報告する。

【大規模な事故、災害等発生時の場合】

バスジャック対応マニュアルに記載する緊急対策本部に準じた方式で組織編制する。